

報 告 書

平成30年9月27日

座間市議会

議長 京 免 康 彦 殿

議会運営委員会

委員長 上 沢 本 尚

議会運営委員会で委員を派遣しました事務調査について、別紙のとおり復命がありましたので報告します。

復 命 書

平成30年9月27日

座間市議会議長 京 免 康 彦 殿

議会運営委員会委員会委員長 上 沢 本 尚
副委員長 沖 本 浩 二
委 員 佐 藤 弥 斗
委 員 荻 原 健 司
委 員 沖 永 明 久
委 員 中 澤 邦 雄
委員伊田雅彦代理 竹 田 陽 介
副 議 長 吉 田 義 人

次のとおり報告します。

- 1 視察日時 平成30年7月12日（木）～7月13日（金）
- 2 視 察 先 北海道函館市、青森県青森市
- 3 視察項目 所管事務調査
- 4 概 要 別紙のとおり

平成30年7月18日

座間市議会議長
京免 康彦 殿

議会運営委員会委員長
上沢 本尚

視察所感

(1) 議会運営について

北海道函館市議会と青森県青森市議会にそれぞれ議会運営について調査研究のために伺った。座間市議会でも2011年平成23年以降に議会のあり方について任意の議会改革調査検討委員会を経て議会改革特別委員会を設置して改善すべき課題を列記して議論を重ねてまいりました。現在では、絞り込まれた課題について議会運営の決定機関である議会運営委員会で結論を得るために議論を重ねている。伺った両市においても名称、経過、結論はそれぞれだが同様の議論を重ねていた。結論を得るための基準は地方自治法をよりどころとするが各議会ともこれまでの慣例に従うことが多くローカルルールが先行している現状がある。このことについては座間市議会も同様である。具合的には「会派」と「議員」の権利権限の違いの整理や「質疑」と「質問」の区別の整理が必要であることなどの基本的な事項に加えて一般質問などの発言時間については一定の基準を設けるべきだとする「会派を構成する議員」と議員の発言権を制限するべきではないとする「会派に属さない議員」との間で議論が整わず現状維持となっている。議会運営については極力採決による結論に拠らず合意を目指すことから合意に至らない場合は現状維持となるために改革は難しい。地方自治法を基本として市民に開かれた議会、市民にわかりやすい議会に加えて効率的な議会運営を行うための合意を得るべく議論を深めていきたい。

以 上

平成30年7月27日

座間市議会議長

京免 康彦 殿

議会運営委員会委員

沖本 浩二

視察所感

(1) 充実した議会運営のあり方について（函館市）

「委員会審査後に一般質問を行うことについて」「一般質問の発言時間の見直しについて」「委員会審査の見直しについて」の3項目について調査・研究、意見交換を行った。その中で特に個人的に勉強になったには「委員会審査の見直し」だった。函館市議会の現状と課題であげられているように、本市議会においても、質疑は本来委員会として疑義を解明するためのもだが、委員会としての論点等を整理せず、個々に質疑を行っている。また、その質疑も単に事業の内容を聴いてみたり、要望や賛否を含めた発言をしたり、委員個人の考えで行う一般質問になってしまっている。委員会の責務を十分に果たすためには、函館市議会の様に、こうした現状を議員全員が認識し、委員会としての審査のポイント、確認すべき疑義などの論点整理をすべきであり、現状を改めようとしていかなければならないと痛感した。

(2) 議会運営について（青森市）

「タブレット端末の導入について」「委員会での委員の発言時間及び会派持ち時間制について」の2項目について調査・研究、意見交換を行った。議会における「タブレット端末の導入について」は、神奈川県内市議会でも進んでいる。以前会派で視察へ伺った逗子市議会はその草分け的な議会である。導入目的はおおよそ「ペーパーレス化」が第一にあげられるが、タブレットの機種、ソフト（アプリ）やデータの保存方法、閲覧方法、そこに係る規制事項など手法は様々である。本市議会としても個人的には導入すべきと考えており、様々な手法をこうした視察を通じて学ぶところは多いと考えている。青森市議会では議会改革の検討事項の一つとしてあげられ、平成27年から議会改革検討委員会で導入にむけ協議され平成29年に本格導入され、スピード感を持って推進された良い事例だと感じた。タブレットの機種やソフト、庁内のW i F i 環境には当然ながら予算が関係するし、機種・ソフトを選択するうえでは調査・研究が必要であり、データは何を保存し何を閲覧できる様にするのか、その制限などの規制事項を定めるのも容易なことではない。その道筋の部分で大変参考になった。

平成30年7月20日

座間市議会議長

京免 康彦 殿

議会運営委員会委員

佐藤 弥斗

視察所感

(1) 議会運営のあり方について（函館市）

函館市議会では「二元代表制の一翼を担う議会として、いかに機能を発揮するか。執行機関と独立・対等の関係、市民に開かれた議会」を目指し、ひとつひとつ本来の位置づけやあり方を検討しながら議員間で十分な議論が行われ、議会改革が進められていました。

平成11年7月に議会運営委員会の内部に「改革検討会」を設置し、「開かれた議会、わかりやすい議会」を目指し、質問者の時間割の事前公表（質問・質疑の発言時間を答弁を含む往復制とした）、ホームページ開設、会議録検索、一問一答制の導入などを行った。

平成18年2月には「議会改革ワーキンググループ」が設置され、平成19年3月に議会改革報告書を取りまとめ、本会議や委員会運営の見直しを図り、委員同士の議論・協議の促進などを行った。

平成22年6月には「議会報告会ワーキンググループ」を設置、平成24年11月より「議会報告会」を開催し、平成25年6月には「議会報告会検討会議」を設置、充実した報告のためには議会運営の見直しも必要とのことから、「議会報告会検討会議」を「議会活性化検討会議」と改称し、平成27年4月「議会活性化検討会議報告書」の取りまとめをし、議会報告会では公聴会、参考人招致、懇談会の活用、議会運営では議員間討議の充実や予算決算常任委員会の設置などの改革が行われた。

またICTにおいてはタブレットが貸与されており、議会内のwi-fiを整備し、ペーパーレス化が進んでいる。

議会の流れが本市とは少し違いがあるが、議員間討議が進んでいること、議会改革に対する積極的な姿勢、本来の位置づけやあり方を丁寧に議員間で議論しながら進んできたことが感じられた有意義な視察でした。本市では特に委員会審査などの過程において、議員間討議を行う機会がないので是非とも見習いたいと思いました。そして課題を感じた時、議員間で十分な議論をする姿勢や迅速な動きについても取り入れていきたいと感じました。タブレット使用やペーパーレス化について、高齢の議員も学びながらも便利さを実感されているとのことで、本市では議会としてやはり進めていけたらと感じました。

(2) 議会運営について（青森市）

青森市は全国 2 番目に人口流出があり、2015 年には国際観光都市として認定をされ、東北地方ではインバウンド入込み数が 1 位となった。

平成 27 年 5 月議会改革検討委員会を設置、平成 28 年 8 月から議場・委員会室へのタブレット持込みが可能となり、ペーパーレス化が進められている。

以前は議会報告会を議会運営委員会の所管として行ってきたが、協議の場として議会広報公聴委員会に移管し、平成 27 年からは議会広報公聴特別委員会を設置し行っている。

議会報告会は当初 90 人の市民が参加していたが、徐々に減少し、平成 25 年から市内 4 か所で常任委員会ごとの開催としたが、参加者の減少に歯止めがかからず、平成 27 年にファシリテーター（大学教授）を導入し「議員とカダる会」と変更し、平成 28 年にはワールドカフェの導入を行ったが、その際は議員が研修後にファシリテーターになった。それまではスクール形式で議会からの報告を行い、それに対する質問や意見などが出されており、対話というよりは市民から議会に物申す形で、当局への要望や議会全体としてその場で答えることができないことが多く、消化不良となっていたが、対話する形式をとり市民の意見を聴取し議員間で共有することができている。しかし今後はそれを議会として反映させていくのが課題電子情報案打合せとのことでした。

本市の議会報告会も同様に今後のあり方や運営方法、議員間の意識共有を図るなど過渡期にきているので、大変参考となる視察でした。今回の議会報告会でもワークショップ形式の提案をしましたが、順序を迫って議員間の意識共有を図ることが大切だと思いました。

ペーパーレス化やタブレット持込みなどについては本市議会としては進めていく運びとなっているが、市当局からのストップがかかり、一向に進んでいない。その様な議会はないことも改めて認識を深めました。

今回の 2 市議会の視察を通じて、二元代表制の一翼を担う市議会として、議員間討議や他会派の議員間での意見交換などを活発に行える風通しの良い議会となる様に今後も働きかけをしていき、市民に開かれた議会、市民と共に歩む議会となっていくにはどうしていったら良いのかを一步でも二歩でも進んでいける様に働きかけていきたいと強く思いました。また視察した先進市議会の事例を参考に共通認識が深められればと思います。

平成30年8月1日

座間市議会議長

京免 康彦 殿

議会運営委員会委員

荻原 健司

視察所感

(1) 函館市

「函館市議会の運営と議会改革の取り組み」について、具体的には「充実した議会運営のあり方について」として、以下の項目について説明を頂いた。

- ① 委員会審査後に一般質問を行うことについて。
- ② 一般質問の発言時間の見直しについて
- ③ 委員会審査の見直しについて

函館市議会における議会改革の経緯については、平成18年2月に議会改革ワーキンググループが設置され、本会議運営として第一回定例会の運営の見直しや質疑と質問の取り扱い、出席理事者の範囲見直しなど、委員会運営として常任委員会ごとの所管バランス、業務量の見直しとして委員会数の見直しや、委員同士の議論・協議の促進などに取り組みられたとの事。

改革の視点として、二代表制の一翼を担う立場として、議会がどのような機能を発揮するか、役割を担うかという点について議論が行われたとの事。

質疑のあり方について、自己の意見や賛否を表明する例が多い、発言が冗長で時間が長い、報告事項に対する質疑が行われているという課題があるとのこと。

「自己の意見」の扱いについては、意見に対する見解を求めるなどの手法はアリだと思う一方、議案そのものへの「賛否」については、討論の場がある以上、控えるべきであるという点については異論はない。

一般質問においても「事業内容の確認だけ」、「時間が長く冗長になりがち」といった、部分については本市議会に於いても散見される内容であるだけに、議論を深めたいと感じた。

出席理事者の範囲見直しという部分では、正副議長選挙など、当局による説明が必要ない場合は出席を求めないという見直しが行われたとのことで、本市議会においても検討の余地があると感じる。

また、議会報告会についても説明を頂いたが、参加者が少ない点が課題との事だったが（平成24年度は常任委ごとに開催。総務15名・経済建設28名・民生20名）、本市議会の報告会よりも多くの人が集まっているということで、むしろ本市議会の報告会のありかた（存続含め）が明らかになったという印象である。

委員会審査と一般質問の時系列については、考えさせられる点が多々あった。まず、一般質問の場に於いて質疑が行われていることを課題ととらえている点。

課題として「議案審査と一般質問の役割・機能が十分発揮されていない」とまとめられ、結果として委員会審査を行った後に一般質問を行うことで、議決機関として意思決定をする議案審議と議員個人が行う一般質問とを明確に区分し、結果的に議案審査の迅速化を狙い、試行中としながらも、提案説明→質疑→委員会付託→委員会審査→採決→一般質問という流れで行い、議案については一日も早く採決を行ったうえで施行に繋げるということは、個人的には「議会改革とはかくあるべし」と感じた次第である。

(2) 青森市

タブレット端末の導入について、委員会での委員の発言時間及び会派持ち時間制について説明を受けた。

青森市議会に於けるタブレット端末の導入は①会議資料・執行機関が配布する各種行政資料のペーパーレス化②招集通知等の送付手段や緊急・重要案件等の連絡手段・情報収集手段や、③会議運営の効率化・事務局作業量の軽減とされているが、個人的に感じるのは導入に否定的な意見は「取り扱い」への懸念であるが、これについては、例えば高齢者が従事者に多い農業や零細企業などでは、IT化の普及によって必要に迫られて導入し、成果を挙げている例が多い中、努力しようという姿勢が見えず、残念でならない。

また、③については全く同感であり、本市議会であれば、SNSの活用などについても同様に事務局任せにしようという姿勢については、賛同しかねるものである。

PDF化する作業は増加したとの事であるが、委員会で求める資料などはペーパーレスとして対応されており、特にモビリティが求められる議員側にすれば、導入は歓迎との意見であった。

なお、理事者側からオンライン検索などについての苦情・クレームは皆無ということである。

また、ペーパーレスに関連しては検索しやすいかどうか、という点についての指摘があるとのことであり、課題もあるようだ。

委員会での委員の発言時間および会派持ち時間制については、読んで字のごとくであり、本市議会に於いては総括質疑の持ち時間や時間的概念はないが議会だよりの掲載ボリュームなどについて今期より導入されているが、周辺市議会に於いても、似たような制度が用いられており、今後の主流になるのではないかと感じている。

2018年8月8日

座間市議会議長

京免 康彦 殿

議会運営委員会委員

沖永 明久

視察所感

(1) 議会改革の取り組みについて（北海道函館市）

函館市議会における議会改革の取り組みについて、2006年2月に設置された「議会改革ワーキンググループ」による議会改革報告書の取りまとめ（2007年3月）、2010年6月に設置された「議会報告会ワーキンググループ」（結論出ず）、2013年6月に設置された議会報告会検討会議による最終報告（2014年2月）、2014年5月に設置された「議会活性化検討会議」による報告書の取りまとめ（2015年4月）などについて、お話を伺った。

これらの取り組みの中で、主な検討事項は、本会議運営では①予算議会の運営の見直し、②質疑と一般質問の取り扱いの見直し、③出席理事者の範囲の見直し、④一般質問の時期の見直し、であり、委員会運営では⑤委員会数の見直し、⑥議員間討議の充実 ⑦閉会中審査のあり方を見直し、⑧予算決算常任委員会の設置、さらに⑨議会報告会の開催について、であったとのことである。

このうち、②、④、⑥、⑨について所感を述べる。

まず②質疑と一般質問の取り扱いの見直しについて、課題意識は「質疑において、自己の意見や賛否を表明する例が多い」「発言が冗長で、発言時間が長い」「報告事項に対する質疑が行われている」として、見直し内容は「議案の疑義を解明するためのものという質疑の意義の徹底＝質問との区別を明確にした」「発言時間の短縮を図る」「報告事項への質疑を行わない」とのことである。

全国の市町村では、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会が作成した「標準会議規則」をもとに会議規則を制定している。（これ自身が「地方自治の本旨」に照らしてどうかと思うが）その中において「質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできない」（座間市議会会議規則第54条第3項）とされている。しかし、この場合の「意見」とは、討論の段階で述べるような賛成、反対の意見であって、自己の見解を述べないと質疑の意味をなさないようなものについてまで禁止しているものではないというのが、一般的な解釈である。よって、「賛否の表明」は質疑から逸脱するものと言えるかもしれないが、議案の疑義を解明するために必要な範囲で「自己の意見」を表明することは認められて当然である。

一般質問のあり方については、課題意識は「行政の所信をただすという本来の目的があいまい

になっている」「事業内容の確認だけなど、理事者の所信を引き出せていない」「一括質問、一括答弁方式で、内容の把握が難しい」「質問時間が長く、冗長になりがち」として、見直し内容は「執行機関の所信をただすという一般質問の意義を徹底する」「単なる事業内容の確認等の発言を自粛」「一問一答制の導入」とのことである。

標準会議規則では一般質問について、「議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。」としか規定していない。これは、座間市も函館市も同様である。一般的解釈として「行政の所信をただす」というのは理解できるが、たとえ質問が「事業の内容の確認」であったとしても会議規則で定められた一般質問から逸脱するものではない。よって、見直し内容でも「意義を徹底する」「自粛する」となっており、会議規則を「改正」しないかぎり明文的規制は不可能であろう。また、明文的規制は議員の一般質問における裁量を縛ることとなるため必要ないと考える。議員の質問内容については、会議規則に反しない限り、自ら律するのが原則である。

「一括質問、一括答弁方式で、内容の把握が難しい」ということについては同感であり、見直し内容の「一問一答制の導入」は適切な判断だと思う。本市議会も進めるべきである。

次に④一般質問の時期の見直しについて、課題意識は「一般質問的な質疑や一般質問の中での議案の疑義をただす場面＝議案審査と一般質問の役割・機能が十分発揮されていない」として、見直し内容は「委員会審査を行った後に一般質問を行うこと」とのことである。これについては「正答」はないと思う。各々の議会が、その歴史的経過や合意をもとに判断すべきこと。ただ、「議案審査と一般質問の役割・機能が十分発揮されていない」という理由は、極めて単純な「機能論」「形式論」に思える。議会の権能の強化＝チェック機能の強化という観点からすれば、「一般質問の中での議案の疑義をただす場面」は必要ではないか。

次に⑥議員間討議の充実については、課題意識は「修正の必要性や議決理由等の協議が行われていない」「賛否理由や多数意見の発言がなく、議決の理由が不明確」として、「委員会としての審査のポイント、確認すべき疑義などの論点を整理する」「質疑は委員会で整理した疑義を理事者に示した上で行う」「議員間討議では、議決の多数意見が明確になうよう行う」「委員長報告は、賛否理由の多数意見を報告する」というものである。

議員間討議については、近年議会改革の中で取り入れている議会が増えているが、実際の運用については様々である。形式的に「自由討議」の時間配分を行っているところもあれば、函館市議会のように「論点整理、質疑の取りまとめ」を行っているところもある。このことについても「正答」はないと思われる。形式論に留まらない実質的な「議論」の活性化のために、その手法を模索する必要があると思う。ここでも一点だけ函館市の見直し内容について意見を申し上げれば、「委員長報告は、賛否理由の多数意見を報告する」とある。一方、標準会議規則では「委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見の報告をする」「委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる」とある。

函館市議会も座間市議会も同様の規定となっているが、少なくとも座間市議会において私の知る限り「少数意見の報告」は行われたことはない。函館市議会の「委員長報告は、賛否理由の多数意見を報告する」は、会議規則上の「委員長がその経過及び結果を報告」という部分にあてはまるかもしれないが、「少数意見の報告」はどうなっているのだろうか。まずは、会議規則上の「少数意見の報告」を規定どおりに行うことが必要ではないだろうか。

次に⑨議会報告会について、課題意識は「参加者が少ない」「テーマから逸れた質疑や所管外の内容が多い」として、見直し内容は「これまでの報告会の形式にとらわれず、市民の意見を聴くことに重点をおき、公聴会、参考人招致、懇談会の制度を活用する」というものである。議会報告会も近年の議会改革の流れの中で、多くの地方議会が開催しているが、函館市議会の課題意識は、本市議会にとっても共通する。そして、見直し内容についても、妥当だと思う。これらの取り組みの目的は「議会、議員と市民とのコミュニケーションの場」をつくり、「市民に開かれた議会」としていくことであるので、議会報告という形式にとらわれず、「市民の意見を聴く場」「意見交換の場」としていく手法が必要と考える。

2) タブレット端末の導入、委員会での委員の発言時間及び会派持ち時間制について（青森県青森市）

①タブレット端末の導入について

青森市議会では、2017年5月より本会議及び全ての委員会でタブレット端末によるペーパーレス会議を実現している。導入の目的は、①ペーパーレス化、②連絡手段、情報収集手段、③会議運営の効率化、事務局作業量の軽減とのことであり、ペーパーレス化の対象範囲は、予算書、決算書、資料等、基本的には全ての文書となっている。導入後の成果と課題については、「ペーパーレス会議の本格導入により議員への配布資料の印刷量縮減の改善は図られたが、執行機関及び傍聴者側等への配布資料は今までどおり印刷しており、また、資料等の電子データ化やクラウドへのデータアップロード等の新たな作業が並行して発生している」とのことである。

私は、タブレット端末を活用して電子データによるやりとりは進めるべきであると考え、完全ペーパーレス化はするべきではなく、電子データと紙媒体との併用が実際的かつ効果的であると思う。電子データのメリットは、速度（通信、検索）が速いこと、劣化しないことなどが主な点だが、デメリットとしてはアナログ的要素とでも言うべき同時に複数の書類を閲覧することができないこと（技術上は可能だが、タブレットの大きさにより限界がある）や、劣化はしにくいシステム障害等のトラブルの可能性等もある。こうしたメリット・デメリットを考えると、併用が望ましい。よって、タブレット端末導入の目的から「ペーパーレス化」を除外すべきであろう。一方、クラウド上のデータ（予算書、決算書、議案、付属資料）について、議員のみならず市民も自由にアクセスできるようにすれば、市政の情報公開にもつながる。

②委員会での委員の発言時間及び会派持ち時間制について

青森市議会では、予算審査は20人～25人、決算審査は20人の委員により構成される特別委員会を設置し、委員数、発言時間は各会派の所属議員数に応じて按分しているとのことである。

その中で無所属議員の取り扱いは「議会運営委員会でその都度協議する」となっており、委員会への参加が保障されていない。いただいた資料によると、2018年第2回定例会の予算特別委員会には無所属議員は選出されておらず、無所属議員を予算審査から排除することは適切ではない。（同市議会では2017年第3回定例会の決算特別委員会では定数を21人として無所属議員が選出されている。）

原則に立ち返って考えれば、会派は地方自治法に基づくものではなく、条例で規定している自治体を除けば法令上の根拠はない。また、議会基本条例等で根拠づけている場合でも、「会派を結成することができる」といういわゆる「できる規定」であり、議員に義務付けられるものではない。よって、そうした任意性の強い会派の所属人数に応じた発言時間の配分は適切ではないと考える。

以上。

平成30年7月27日

座間市議会議長

京免 康彦 殿

議会運営委員会委員

中澤 邦雄

視察所感

(1) 充実した議会運営のあり方について（函館市）

(イ) 委員会審査後に一般質問を行うことについて

委員会審査をし、本会議で議決後に一般質問を行うことは、議決機関として意思決定する議案審議と、議員個人が行う一般質問を明確に区分でき、それぞれの役割・機能の明確化、議案審査の迅速化がはかられるとしている。

座間市議会は昭和50年第1回定例会では委員会審査後に一般質問を行ってきたが、昭和50年第2回定例会後から一般質問を先に、後に委員会審査を行う現行制度にしたものである。

(ロ) 一般質問の発言時間の見直しについて

一人当たりの時間は一般質問の上限は100分であるが、行政全般について長の所信をただすという一般質問の意義を改めて確認し、時間は継続協議としている。

(ハ) 委員会審査の見直しについて

議長を除く全議員による予算決算常任委員会を設置し全議案を付託。また、既存の常任委員会を活用して分科会を設置し議案審査を行うとしている。

現行の座間市議会に類似している。

(2) 議会運営について（青森市）

(イ) タブレット端末の導入について

導入に係る経緯は平成27年8月6日議会改革検討委員会組織会でペーパーレス化の実施に当たってはタブレット端末を導入することを決定する。

導入の目的は会議資料、執行機関が配付する各種行政資料のペーパーレス化。会議運営の効率化事務局作業量の軽減の為としている。

ペーパーレス化の対象範囲は基本的に全ての文書。ペーパーレス会議の対象は基本的に議会で開催する全ての会議としている。

(ロ) 委員会での委員の発言時間及び会派持ち時間制について

予算特別委員会は会派持ち時間制になっている。

- ・ 質疑者数は会派にゆだねるものとする。
- ・ 各委員の発言時間は会派持ち時間内で融通することができる。

- ・会派持ち時間の計測は担当書記において行う。決算特別委員会に於いても予算特別委員会と同様である。

以上

平成30年7月20日

座間市議会議長

京免 康彦 殿

議会運営委員会委員

伊田雅彦代理 竹田 陽介

視察所感

(1) 函館市・議会運営のあり方について

本市においても同様の事象が発生しているが、函館市議会でも同様の事象が発生しているようで、質疑や質問の意義の確認といった基本中の基本の確認がされていた。現時点で、座間市議会においては、質疑や質問の意義の確認といったことは実施されていないが、現状を踏まえるならば、本市議会においても同様の確認が必要と感ずる。また、一般質問のあり方ということで、単なる事業内容の確認等の発言自粛、簡便な発言・発言の効率化といった視点での議会改革等が実施されていることから、全国の自治体で同様の課題・問題が発生しているのだと確認することができた。本市議会においても同様の改革が必要と感じたのは私一人だけではないと考える。また、本市同様に議会報告会なるものが開催をされていたが、本市議会と同様のスタイル・テーマでの実施に留まっていることが明らかになった。その理由は明らかであり、次の一点に尽きるだろう。それは、市民意見集約は議会の役割でなく、議員の役割であるから。議会として報告会を開催したとしても、市民の望むものにはなりえないということ。また、これを踏まえると、議会報告会の最終的な結末はその開催意義を見出すことができないということになるはずである。良識のある市民であるならば、この意味をご理解いただくと認識をすることで。

(2) 青森市・議会運営について

主にタブレット導入について状況を調査した。議会概要を一読すると高齢の議員もおり、そのような中でもスムーズな移行ができたことは奇跡と感ずる。議会内でも特に異論なく決定がされということで、風通しの良い議会と実感した。具体的な決定事項として参考になるのは、タブレットの通信費は全額議員負担（政務活動費1/2充当可）という点であろう。これまで、費用について深く考える機会はなかったが、この手法を取るならば、政務活動費のあり方についても再考する良いタイミングと認識する。

また、一般質問については、答弁含み60分で実施しており、この変更についてもスムーズに実施がされたとのこと。本市議会では、到底考えにくい状況であり、どういったやりとりがなされたのか聞いたが、特に変わった点はなく話し合いの結果、決定できたということで、参考にすることはできなかった。ただ、本市議会が掲げる開かれた議会を目指すならば、

答弁を含め60分という一般質問の時間変更は実施すべき内容と感じる。ぜひとも議員の総意として変更できるよう尽力していきたいと考える。

平成30年7月21日

座間市議会議長
京免 康彦 殿

議会運営委員会同行者
座間市議会副議長
吉田 義人

視察所感

(1) 充実した議会運営のあり方について（函館市）

①委員会審査後に一般質問を行なうことについて

一般質問における「質問」の本来の目的は、行政全体について執行機関の所信をただすということにある。一方、委員会における「質疑」は、議案審議にあたっての疑義を解明するためのものである。議員によってはこの点の理解が進んでいないことから、質疑の場でありながら自己の意見や賛否を表明してしまう者や報告事項について質疑を行なう者も複数名存在するとの話があった。また一般質問にあっては、事業内容の確認だけで執行機関の所信を引き出せていない議員や時間が長く冗長になりがちな議員等もあり、その点も指摘されていた。

こういった質問と質疑の区別ができていないことからくる諸問題を解決するために、函館市議会では委員会審査を先に行ない、その採決を行なったあとで、最後に一般質問を行なうことを現在試行している。試行前のスケジュールは、現在の本市と同様の内容であった。本市においても同様の進め方の中で同様の諸問題が発生している事を考えると、一般質問を最後に行なうことも検討すべきである。本市市議会の中には、一般質問前に委員会審査を行うと一般質問の準備が大変になるとの意見もあり、過去にはそのような経緯から一般質問を最初に行なうことにしたとの主張もあるが、一般質問はあくまで議員個人が行うものとしての性質を考慮すると、それ以上に重要なことは一般質問云々よりもまずは予算決算・条例などの市民の生活にかかわる直近の課題、つまり極めて近い将来市民生活において現実となる可能性の高い「議案」の審査に最も力を注ぐべきであると考えます。

議決機関として意思決定する「議案審議」と個人が行なう「一般質問」を明確に区分し、それぞれの役割・機能の明確化を実現することが、迅速かつ充実した委員会審議につながると思うのである。一般質問は、全ての審議後に行なうことの検討を考えるべきである。

②一般質問の発言時間の見直しについて

本市市議会の一般質問の時間は60分。答弁を除いての時間であるから、議員一人当たりにつき費やす時間は合計約2時間に及ぶこともある。函館市議会においても同様の点が課題となっており、上限時間は100分で現在も継続審議になっているとのことである。

発言時間については、時間が長いばかりで要領を得ない質問や、答弁を求めず自己の意見を述べ続ける事例等も多く、本来の執行機関の所信をただすという一般質問の意義を理解していない議員がいるとのことで、議員としての能力や資質にかかわる話だけに本市同様に中々話がまとまらないのであろう。また、こればかりではなく時間の問題は、一括方式なのか一問一答方式なのかによっても考えなければならない課題である。

議員個人に与えられた時間内の発言は、その本来の意義を見失って何でもありの自由発言になりがちである。答弁に必要な本来の質問からかけ離れて、自身の持論を展開した演説の場と化し、また単なる事実確認の作業場になってしまうなど、議員としての資質が問われる課題も多い。一問一答方式は、こういった点についてもある程度の「暴走」に歯止めをかけることができるものであり、また質問と答弁の論点が明確化されながら進行していくことから利点は多い。本市においても一問一答方式の導入を真剣に検討すべきであると考えます。

③委員会審査の見直しについて

委員会審査の手順・流れについては、「予算特別委員会」の設置を行っており、その中身は本市の予算決算特別委員会とほぼ同じ手順・流れであった。

ではその中身はというと、質疑の意義をしっかりと認識して委員会に望むことや、また長時間の質疑や平行線をたどるやりとりは他の委員の発言機会を奪うことになるということ。さらには、質疑のみで委員間協議や議論がほとんど行なわれていないことへの問題意識を持っていることも示されていた。特に委員間協議・議論という課題を示している点は、本市市議会の議論でも出ていない視点である。

委員間協議・議論という視点は、委員会を「合議体としての機関」としての色合いを強く出すことに繋がるが、委員会が必要に応じて議案に修正を加えるなど、市民の代表としてよりよい政策を決定する使命を負う立場からは、こういったことについても今後の論点として考える必要もあるのではないかと思う。

(2) 議会運営について (青森市)

①タブレット端末の導入について

タブレット端末の導入に伴うペーパーレスの対象となる会議は、基本的に議会で開催する全ての会議であり、タブレットは貸出で、自身のタブレット持ち込みについても議長の許可を得て可能とのことである。このタブレット端末の導入に際しては、理事者側の反対も一切なかったという。議会側が進める「議会改革」なので当然のことである。

本市市議会で最も課題となる点は、議会事務局の資料操作ではないだろうか。会議中にタブレットに資料を出す(送信する)タイミングについては、青森市議会では職員が行なっているというが、本市議会においてはその人的余裕はないのではないかと思う。この事務処理の課題がクリアできるのであれば、理事者側とは全てを切り離して議会独自で導入を検討してもよいのではないかと思う。

②委員会での委員の発言時間及び会派持ち時間性について

前日の2つ目のテーマにもなっているのですが、委員会の前に一般質問についても少し触れたい。平成24年第1回定例会の一般質問において、質問時間を45分として行ったところ、21時20分までかかった日があったという。現在は、理事者答弁を含めて60分を上限としていることからスムーズな進行が実現しているという。

時間が読める点は、議員も事務局もストレスなく、前の議員が早く終わったら次の議員も時間を開けずにすぐに始めるので効率もいい。質問形式は最初一括方式で、再質問からは一問一答方式の複合方式を採用しているが、これについても大変効率がよい方法だと思う。

さて、一方の委員会についてであるが、予算審査および決算審査に先だってこれを審議する特別委員会が定例会ごとに立ちあがり、本会議でこの特別委員会に議案が付託されるのだが、こちらについての発言時間は委員会で使える総時間を算出した上で、そこから最終的に議員一人当たりの持ち時間を算出し、構成人数を乗じて会派の持ち時間を算出する仕組みである。本市市議会本会議の総括質疑と一部類似しているやり方である。

議員の発言の公平性という観点からも、一人当たりの発言時間に会派構成人数を乗じて算出することはごく当然の考え方であるが、議会は審議日数や時間の上限があるのだから、審議の総使用可能時間から議員一人当たりの発言時間を求めるのは当然の話である。ただ、委員会の発言時間においても、この公平性が徹底されている点は是非見習うべきであり、本市市議会にも導入を検討すべきであると思う。